

令和7年度 大分県主任介護支援専門員 更新研修 受講申込みに関するQ & A

○受講要件

問1 受講要件に該当するものがありませんが、受講することはできますか。

(回答)

受講することはできません。主任介護支援専門員の有効期間満了日までに受講要件を満たしたうえで主任更新研修を受講してください。

問2 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの要件を教えてください。

(回答)

過去3か年度で、大分県や他県で実施された介護支援専門員に関する法定研修が対象となります。

例えば、実務研修・再研修・基礎研修・専門研修・更新研修・主任研修・主任更新研修などにおける研修の企画、講師やファシリテーターが当該要件の対象となります。

…（様式3、様式4）

問3 介護支援専門員に係る研修の講師やファシリテーターの経験には、実務研修実習者受入先の実習指導者は含まれますか。

(回答)

実習指導者も受講要件に含まれます。ただし、予定ではなく、**前年度の実績**が必要となります。

問4 「法定外の研修等に年4回以上」についての要件（研修内容等）を教えてください。

(回答)

- (1) 法定研修とは、介護支援専門員の資格・更新等に係る実務研修・再研修・基礎研修・専門研修・更新研修・主任研修・主任更新研修を指します。よって、それ以外の研修が「法定外の研修」となります。一方で、研修の内容については、**介護支援専門員を対象とした研修**で、その内容が**主任介護支援専門員の資質向上に資するもの**であることが求められます。
- (2) 受講要件にあるとおり、地域包括支援センターや職能団体等が開催する研修であり、**法人内（事業所内）の研修等や行政説明会、少人数での学習会、地域ケア会議等は認められません。**
- (3) **地域包括支援センター**の開催する研修へ**同一法人職員**が年4回以上研修参加していたとしても、**2回までの受講しか認められません。**
- (4) 受講要件を満たす1回の研修時間は、**最短でも1時間30分～2時間以上**のものを想定しています。

…（様式5）

問5 法定外研修の年4回以上の研修は、1年間だけ受講して満たされますか。毎年度4回以上の受講が必要ですか。

(回答)

- (1) 「年4回以上」とは、「**年度の4月～3月のうち4回以上**」を指します。
- (2) 4回以上の**研修の合計時間が10時間以上**であることが条件となります。
(2時間の研修を4回修了しても要件は満たされません)
- (3) 本来、自己研鑽を積むということでは**毎年度4回以上受講することが望ましい**ですが、**過去3か年度のうちいずれかの年度において年4回以上及び10時間以上の参加があれば**受講要件を満たすことになります。**また、複数日にわたる研修については、受講回数を1回として数え、受講時間は合計の受講時間といたしますので、ご注意ください。**

…（様式5）

問 6 市町村推薦を受ける場合に必要となる書類を教えてください。

(回答)

- (1) 市町村推薦の方は、**推薦に必要な下記書類各 2 事例**の提出が必要となります。
- (2) 地域包括支援センター等に所属（予定含む）し、「**地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者**」として**推薦**を受ける場合には、下記の書類が必要となります。

なお、推薦書様式を**市町村長に提出**する場合、必ず**事前**に**下記書類（指導・支援事例の個別支援記録）**を添付して申し出、確認を受けたうえで申し出てください。

(指導・支援事例の個別支援記録)

- ①**指導実践事例報告書（指定様式）**・・・2 事例
- ②**課題分析標準項目（指定様式）**・・・2 事例
ジェノグラム及びエコマップ（任意様式）・・・2 事例
- ③**指導・支援前のサービス計画書 及び 指導・支援後のサービス計画書**・・・既存の写し 2 事例
⇒主任介護支援専門員が指導・支援を行った**介護支援専門員の作成したもの**
- ④**指導・支援の経過記録（任意様式）**・・・2 事例

※指定様式①②については当協会 H P からダウンロードした様式で作成のこと（手書き不可）

<http://oita-care-manager.com/index.html>

※事前に利用者及び介護支援専門員の同意を得て提出することが必要です。

- (3) 当該要件での研修受講申込みにあたっては、**推薦書様式 7**もしくは**様式 8**に必ず上記①～④の**書類**を添付し、当協会に申込みください。

・・・（様式 7・8）

○研修修了

問 7 主任介護支援専門員研修の修了証書を紛失した場合、どうすればいいですか。

(回答)

受講申込みの際、申込書に紛失した旨（有・無）を記載してください。研修実施機関から県へ一括照会して確認をします。

・・・（様式 1）

○その他

問 8 主任更新研修を受講しなかった場合は、どうなりますか。

(回答)

- (1) 主任介護支援専門員の有効期間満了日以降は、**主任介護支援専門員としての業務に就くことはできません。**
 - * 地域包括支援センターで主任介護支援専門員としての業務ができなくなります。
 - * 居宅介護支援事業所で、主任介護支援専門員であることで特定事業所加算を算定していた場合、算定ができなくなる場合もあります。有効期間以降、再び主任介護支援専門員として業務を行いたい場合は、再度、主任介護支援専門員研修を受講してください。なお、主任介護支援専門員の有効期間後も、介護支援専門員証の有効期間までは、介護支援専門員としての業務は行えます。
- (2) 介護支援専門員証の有効期間内に、更新研修又は主任更新研修の**いずれも修了しなかった場合**（又は修了しても、有効期間更新の手続きをしなかった場合）、有効期間後は介護支援専門員として業務を行えません。

問 9 結婚式などで欠席したい場合はどうなりますか。

(回答)

法定研修については、原則、欠席は認めておらず、1 日でも欠席があった場合は当該年度において研修を修了することはできません。

問10 研修の申込後に受講キャンセルしたい場合、受講料の支払いはどうなりますか？

(回答)

受講決定通知書の発送を6月上旬頃を予定しています。受講決定と同時にテキストを業者に発注しますので、決定通知後キャンセルしたい場合、受講料振込の有無にかかわらず、テキスト代は必要となります（振込済の場合は受講料のみ返金）。

問11 教育訓練給付制度を活用して受講したいのですが、申請できますか？

(回答)

令和6年度より教育訓練給付制度の対象研修となっております。受講決定通知書に案内を同封いたします。